二十三　令和七年総務省告示第二百十八号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
1　電気通信業務用伝搬障害防止区域	1　［同左］
区分 / 伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。） / 伝搬障害防止区域の範囲	区分 / 伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。） / 伝搬障害防止区域の範囲
［1・2　略］	［1・2　同左］
3　削除	3　(1)　埼玉県桶川市下日出谷西2－7－1（71.00） (2)　埼玉県北本市石戸宿1－74（68.00） / 北緯35度59分33秒東経139度32分45秒の地点と北緯36度00分23秒東経139度31分20秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
［4～6　略］	［4～6　同左］
［2・3　略］	［2・3　同左］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

○総務省告示第九十号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十六条第一項の規定に基づき、昭和三十五年自治省告示第十五号（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律等の規定に基づき、補助金等の交付に関する事務を消防庁長官に委任した件）の一部を次のように改正し、令和七年度分の補助金等から適用する。

令和八年三月二十三日

総務大臣　林　芳正

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後	改正前
委任した補助金等の予算科目 / 委任した機関 / 委任した事務の内容	委任した補助金等の予算科目 / 委任した機関 / 委任した事務の内容
［一～十九　略］ / ［略］ / ［略］	［一～十九　同上］ / ［同上］ / ［同上］
二十　密集市街地火災対策支援補助金	［新設］
二十一　特定臨時避難施設整備事業費補助金	［新設］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。